

第22回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年5月6日（金） 午後2時30分

場所 上市町役場2階 第1会議室

出席委員 9名
1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 6番 宮崎 順子
7番 藤田 秀雄 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男 10番 林 忠治
12番 碓井 繁

出席推進委員 3名

事務局 出席者
事務局長 酒井 紀明
事務局長代理 田中 明紀子

議事録署名委員 1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治

議事日程

1. 開 会
2. 会長の挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案第1号 空家に付随する農地の指定について
議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について
議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について
5. その他
6. 次回委員会等の開催予定について
第23回総会
日時 令和4年6月6日（月）午後2時から
場所 上市町役場2階 第1会議室
7. 閉会

午後14時30分 開会

事務局長 それでは、第22回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いします。
只今の出席委員は、12名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

事務局長 会長ありがとうございます。
それでは議事に入りたいと思います。
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長 議事録署名委員は、1番 稲葉委員、2番 岩城委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

では「議案第1号 空家に付随する農地の指定について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、何か質疑のある方は発言願います。

空家バンクは去年の何月だったかな。

事務局 要綱制定の案件が出たのは1月の総会です。

特にないようですので採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議案第1号について全員賛成と認め、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

では次に「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

申請地見取り図は6ページから8ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 （1番について）現地は●●で、●●●●から300m離れたところの農地です。●●●●の近くです。●●さんの実家の裏手の畑という位置になります。現地の写真見ていただくと畑の奥に車と宅地がありますが、この家が実家になるそうです。●●さんは三世代の大家族でいらっしゃって、今お子さんが大きくなるにつれて実家が手狭になるということで新しく家を建てたいということで、農地を探しておられたということになります。問題はないと思うんですけど、ちょっと住宅を建てる場所に接道がない状況でしたので、実家の駐車場になってるところを道路として繋いで新しく建てる場所に駐車場を作るという話でした。雨水は畑の裏が農地になってまして、そちらの側溝の方に排水は流すということになってます。

会長 ありがとうございます。推進委員をお願いします。

推進委員 問題ないと思います。

会長 続いて2番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員 （2番について）地図を見ていただければ分かるんですけど、現地の手前は道の角にある飲食店を営んでいるらっしゃる●●さんの駐車場になっています。現場はそれの奥です。奥には一応川が流れています。隣の方が耕作されるにおいても何の問題もないと思います。ただ現地を確認しに行ったところ既に工事をしておられました。先程も説明ありましたが始末書が出ております。転用事業内容には何の問題もありませんが、許可前に工事しているのは問題かと思えます。

会長 ありがとうございます。推進委員をお願いします。

推進委員 ここは、4年前に現在の3分の2ほど●●さんが購入しました。それで整地して現在は飲食店をやっていますので、お客さんや従業員の駐車場に使用しています。その後、駐車場にケーキ屋を作りたいので、駐車できないようになるものだから奥の方を買いたいという話をいってこられました。その時に雨水はどうするんですかと聞いたら何も答えられず、道路沿いの側溝には流してくれるなど、西側の排水路に流してくれと。それと隣が●●町の地権者の方の田んぼになります。それで今そこは営農で耕作しておりますから、地権者が営農の代表者に一応話をしてくれとお願いしてきました。それから2～3週間してから隣の田んぼの境から8mから10m離れて工事しますと。それと排水は道路の側溝に流すと言われ、それはちょっと待ってくれと。地元としては雨水排水に流してくれと、そういった話になりました。その後改良区とも話をし、雨水の処理についても話がついたので、問題はないと思います。

会長 はい。ありがとうございます。続いて3番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員 （3番について）場所は●●の東側の2mぐらいの幅の農道を挟んでの向かいにある農地です。今現在は畑として使われておりますが、すぐ隣がこの間申請された住宅団地の案件の場所になります。横の農道に約20cmぐらいの幅の側溝がありまして、今現在水が流れています。そこは鉄板等でふさぐとのこと。一時転用ですし、別に問題はないように思えます。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員をお願いします。

推進委員 現地を確認したところ農道は分かりますが●●と●●●●の間では田んぼもしておられる。それで今水を張って代掻き終わってます。農道の横の細い用水から水を入れてる。そこは支障がないようにしてもらわないとならないなと思います。

会長 はい。ありがとうございます。では質疑のある方をお願いします。すみません、私から。まず2番についてはこの始末書出てますが、これはちょっと始末書だけで済ませる問題じゃないんじゃないかなと。今申請中なのになんでこういう…

事務局 指示を出した方と工事業者との意思疎通がうまく図られていなかったようで、工事が先に入ってしまったというようなことは言っておられました。代理人さんに連絡した時もそこはやってないはずなんですっておっしゃっておられました。多分代理人さんも把握しきれてなかったようで。しかし、もう1回確認しに行ったらやっぱりこんな状況で。

会長 こういうのは始末書だけで済ませていいんだったら、どこでもこういうことやり出すよね。

会長 2番について県の許可なのでやっぱり意見として許可前に工事に入られた事実を伝えましょう。そしたら県がどういう判断されるのか。

委員 まかり通ることになったらえらいことだよ。

会長 何のための農業委員会で一生懸命皆さん現地確認して話も聞いて。2番についてどうですか。これは町で許可を出せる話ではないので、県に対して意見を伝えましょう。

事務局 分かりました。意見をつけて提出いたします。

会長 よろしいですかね。
3番についてはどうですか？

事務局 図面もらっているのを見ると今現在ある細い道を拡幅して道路として使用するようです。

事務局 そのために一時転用が出てきます。幅を広げます。

事務局長 手前が宅地なんで借りてやる。

事務局 農地を使って進入路を作る形です。

事務局長 小さい図面で申し訳ないんですけど今言ってる申請の場所が濃い緑色のところですよ。大きい道路がここにあるんですよ。ここから侵入しようと。細い道はここなんです。この道を使って団地のところに入ろうとするんですけど、道が狭いものですから道を拡幅して入ろうと。このところを一時転用するというので、この農地を拡幅して道として使い、鉄板をかけてダンプが入ってくるという図面。

会長 手前の土地は宅地だそうです。農地じゃないんだって。

会長 じゃ今言われたダンプが通れる通れんの話なんですけど、計画では手前の宅地をお借りして道路を拡幅してそこから入る。その入った奥の用水に鉄板をひいて用水が埋まらないようにそこへ入っていくという計画です。

会長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。2番については意見書をつけてその他については意見なしとして県へ出すということによろしいでしょうか。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第2号については2番は意見つきで、その他は「意見なし」とすることにいたします。

会長 次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。
今回利用権の設定は、全体で2件、面積は27,667㎡です。内訳は新規1件、再設定1件で主な作付け作物は米です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

会長 特にないようなので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第3号については原案どおり承認いたしました。

会長 次に「議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)
見取り図は14ページから15ページの方でございます。また現地写真の方も一緒にご確認され、ご審議いただきますようお願いいたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番～9番について) 写真を見ていただければ分かると思いますが、おそらく減反対策の頃木を植えたんじゃないかと。こんな大きい杉の木で、農地としてはいかがなものかと思っておりますので非農地ということになるかと思っております。10年やそこらでなつたものではないですから、●●のこも生い茂っているのでこんな状況なら、今度から写真を撮ってきてもらって判断するのでもいいんじゃないかと思っております。それは皆さんで話してもらえたらいいんですが、会長や職務代理さんが行って杉の木を見てもらってもね。昔田んぼをしていたから水路の形はあるけど、もうでかい木がなくなってしまっているから現地確認は大変だし、写真で判断した方がこういうところはいいと思っております。そういうことでここは非農地でいいんじゃないかと思っております。以上です。

会長 ありがとうございました。推進委員をお願いします。

推進委員 今の意見と全く同じで現地確認しましたが、この場所は●●、●●の水田からかけ離れた場所から山の中なもんだから、言われたように山林という状態になっています。復元するのは困難です。非農地にせざるを得ないというふうに理解できます。

会長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

事務局 今回のような明らかに山林だと全然悩まないんですが、遊休農地化しているような平場の土地でなど、そういうのは現地確認が必要かなと思っております。

会長 それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり非農地と判断することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第4号については原案どおり承認いたしました。

事務局 現地確認必要かどうかというのは私が1回見に行ってご相談したらよいですよ。

会長 事務局は大変だけど現場を確認してもらわないといけない。あと地区の担当委員は事務局の方で判断していただいて写真等で判断できるのであれば、現地確認はなしということでもいいですか。

事務局長 そういうことでよろしければさせていただきますと思います。
次にその他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (その他連絡事項朗読)
・最適化活動の目標設定について協議、決定。

会長 以上をもちまして、第21回上市町農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後16時30分 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和4年5月6日

上市町農業委員会

会長 碓井 繁

議事録署名委員

1番 稲葉 悟

2番 岩城 正治